

新型コロナウイルス感染症用登園届(保護者記入)

- 「発症」とは、病院を受診した日ではなく、急な発熱や咽頭痛、咳などの症状が始まった日です。
そのため病院受診時に、医師に発症日を相談・確認する事が必要です。
- 法律では、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となっておりますので、下の表の通り、最短でも6日間の出席停止になります。解熱した日によって出席停止期間が延期されますので、表に当てはめて確認してください。
※無症状の感染者に対する出席停止期間については、検体を採取した日から5日を経過するまで(6日間)を基準とします。
- 「症状が**軽快**」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

受 診 日 _____ 年 月 日 ()

受診医療機関 _____

(/)に日付を入れて算出		発症	発症	発症	発症	発症	発症	発症	発症	発症
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
午前	体温	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C
	呼吸器症状	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
午後	体温	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C
	呼吸器症状	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
例1	発症後1日目に症状が軽快	発症	軽快	軽快後1日	発症後3日	発症後4日	発症後5日	登園可能 ☺		
例2	発症後2日目に症状が軽快	発症	発症後1日	軽快	軽快後1日	発症後4日	発症後5日	登園可能 ☺		
例3	発症後3日目に症状が軽快	発症	発症後1日	発症後2日	軽快	軽快後1日	発症後5日	登園可能 ☺		
例4	発症後4日目に症状が軽快	発症	発症後1日	発症後2日	発症後3日	軽快	軽快後1日	登園可能 ☺		
例5	発症後5日目に症状が軽快	発症	発症後1日	発症後2日	発症後3日	発症後4日	軽快	軽快後1日	登園可能 ☺	
例6	発症後6日目に症状が軽快	発症	発症後1日	発症後2日	発症後3日	発症後4日	発症後5日	軽快	軽快後1日	登園可能 ☺
例7	無症状	検体採取日	採取後1日	採取後2日	採取後3日	採取後4日	採取後5日	登園可能 ☺		

←→ = 出席停止期間です。※これ以降は、症状が軽快した日によって出席停止期間が延長されていきます。

上記の通り、発症後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過し体調が回復しましたので登園させます。

みつばこども園 _____ 組 園児名 _____

年 月 日 保護者名 _____